

## 福島県クマ鈴貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、山間地での活動やレクリエーションおよび農林作業等の安全確保または啓発のために、県が所有するクマ鈴を無料で貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出しの対象者)

第2条 クマ鈴の貸出しの対象者は、福島県内に住所を有する個人又は事業所を有する団体とする。

2 前項以外でも教育旅行や観光等の目的で県内の施設等を利用する個人や団体に必要な場合は、貸出しを行う。

### (貸出期間)

第3条 クマ鈴の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して、原則10日以内とする。

ただし、自然保護課長または各地方振興局長（以下「許可権者」という。）が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

### (申請等)

第4条 クマ鈴の貸し出しを受けようとする者は、福島県クマ鈴借用申請書（別記様式。以下「申請書」という。）により許可権者に申請するものとする。

2 前項の申請にあたっては、運転免許証その他の本人を確認できる書類を提示するものとする。

ただし、公的機関及びその職員が業務上の理由から借用する場合は、書類の提示を必要としない。

3 許可権者は、第1項の申請の内容を審査し、適当と認めるときは、クマ鈴を貸し出すものとする。

### (転貸等の禁止)

第5条 クマ鈴の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、そのクマ鈴を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 借受者は、営利目的その他申請書に記載した使用目的以外の目的にクマ鈴を使用してはならない。

(借受者の責務)

第6条 貸出期間中のクマ鈴の維持管理は、借受者の責任において行われなければならない。

2 借受者は、クマ鈴を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において原形に復し、又は現品を持って弁償しなければならない。

ただし、許可権者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(クマ鈴の返納)

第7条 借受者は、クマ鈴の使用を終了したときは、速やかに当該クマ鈴を返納し、許可権者の検査を受けなければならない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、クマ鈴の貸出しに関し必要な事項は、許可権者が定める。

附則

この要領は、平成26年9月24日から施行する。